

平成 24 年度

住民税(町県民税) が変わります

税制改正により、平成 24 年度から扶養控除の見直し
および同居特別障害者加算の特例措置が変更されます。

扶養控除の概要

■扶養控除の見直し

子ども手当の創設や高校授業料の無償化に伴い、次のとおり扶養控除が改正されます。

- ①年少扶養親族（16 歳未満）に対する扶養控除（33 万円）の廃止
- ②特定扶養親族のうち、16 歳以上 19 歳未満に対する扶養控除の上乗せ部分（12 万円）が廃止され、扶養控除の額が 33 万円となります。

※なお、19 歳以上 23 歳未満の扶養親族に対する特定扶養控除、23 歳以上 70 歳未満に対する一般扶養控除および 70 歳以上の扶養親族に対する老人扶養控除については現行どおりです。

■同居特別障害者加算 特例措置の変更

扶養控除の見直しに伴い、扶養控除等の額へ 23 万円を加算する措置から特別障害者の額（30 万円）に 23 万円を加算する措置に改められます。（全体の控除額が変わるものではありません）



①一般扶養控除 33万円 廃止	②上乗せ部分 12万円 廃止	特定扶養 控除 45万円	一般扶養控除 33万円	同居老親等加算 7万円
	特定扶養控除※ 33万円			老人扶養 控除 38万円
～15歳	16～18歳	19～22歳	23～69歳	70歳～
控除対象扶養親族				
扶養親族				

※16歳から18歳の特定扶養控除は、平成24年度から一般扶養控除に移行します。

扶養控除等の区分			改 正 前	改 正 後
配偶者控除	一般	70 歳未満	33 万円	33 万円
		うち同居特別障害者	56 万円	33 万円
	老人	70 歳以上	38 万円	38 万円
		うち同居特別障害者	61 万円	38 万円
扶養控除	年少	0 ～ 15 歳	33 万円	廃 止
		うち同居特別障害者	56 万円	
	特定	16 ～ 18 歳	45 万円	33 万円
		うち同居特別障害者	68 万円	
		19 ～ 22 歳	45 万円	45 万円
	一般	23 ～ 69 歳	33 万円	33 万円
		うち同居特別障害者	56 万円	33 万円
	老人 (70歳以上)	同居老親等以外	38 万円	38 万円
		うち同居特別障害者	61 万円	
		同居老親等	45 万円	45 万円
		うち同居特別障害者	68 万円	
障害者控除 (注)	一般の障害者		26 万円	26 万円
	特別障害者		30 万円	30 万円
	同居特別障害者			53 万円
			(配偶者控除額および扶養控除額に 23 万円を加算)	

* 部分が改正された項目です。

(注) 障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

モデルケース

(17歳のAさんと14歳のBさんを扶養している場合)

平成 23 年度まで		平成 24 年度から	
A さんの控除		A さんの控除	
特定扶養控除	45 万円	一般扶養控除	33 万円
B さんの控除		B さんの控除	
一般扶養控除	33 万円	一般扶養控除	0 円 (廃止)

(18歳のDさんと15歳のEさん(同居特別障害者控除)の対象)を扶養している場合)

平成 23 年度まで		平成 24 年度から	
D さんの控除		D さんの控除	
特定扶養控除	45 万円	一般扶養控除	33 万円
E さんの控除	86 万円	E さんの控除	53 万円
一般扶養控除	33 万円	一般扶養控除	0 円
+23 万円 (同居特別障害者 への加算)		+ 同居特別障害者控除	
+ 特別障害者控除 30 万円			53 万円

◆問い合わせ先

税務課 住民税担当

☎ 6570 有線 5093